

これはすべて体罰です!

いたずらをしたので、長時間正座をさせた



言うことを聞かないので、罰としてお尻をたたいた



宿題をしなかったので、晩ご飯を与えなかった



たとえ保護者が「しつけのため」と思っても、子どもの身体に苦痛を引き起こし、不快感を意図的に与える行為は、どんなに軽いものであっても体罰にあたります。また、怒鳴りつける、けなす、笑いものにするなどの子どもの心を傷つける行為も、子どもの権利を侵害します。

しつけとは

しつけとは、子どもの人格や才能を伸ばし、人との関係性や社会のルールの大切さを学べるようにサポートしていくことです。

なぜ体罰などがいけないの?

子どもの成長・発達に悪影響を与えることが科学的に明らかになっています

恐怖心から大人の言うことを聞いても、それはどうしたらよいのかを自分で考えたり学んだりしている訳ではありません

「腹が立ったら、たたいてもよい」と子どもに暴力を教えることになりかねません

子どもが保護者に恐怖心を持つと、悩みを相談できず、非行など大きな問題につながる可能性があります

体罰がエスカレートし、取り返しのつかないケガを負わせてしまうことがあります

11月は児童虐待防止推進月間です

児童虐待とは

身体的虐待

殴る、蹴る、たたく、溺れさせる、やけどを負わせる、家の外に締め出す など

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為をみせる、ポルノグラフィの被写体にする など

ネグレクト

(育児放棄)

乳幼児を家に残して外出する、食事を与えない、自動車の中に放置する など

心理的虐待

言葉により脅かす、無視する、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう など

保護者の悩みに寄り添いながら解決を

家庭内で体罰などの虐待が起きる背景はさまざまです。「言葉で言い聞かせようとしたけれど、何度言っても分からないから、つい手が出てしまう」「自分もたたかれて育ったので、しつける方法が分からない」など、背景を探っていくと子育てに悩む保護者の姿が見えてきます。また、配偶者からDVを受け、いら立ちを子どもにぶつけてしまうなど、被害者が加害者になるということも少なくありません。

子ども総合センターは、皆さんの悩みに耳を傾け、共に考え、子どもが安心して暮らせるように家族全体を支援することが大切だと考えています。いつでもご相談ください。



子ども総合センター 濱田 好花さん

児童虐待問題市民講座

11月19日(金)13時30分～16時30分にビデオ会議システム「ZOOM」で児童虐待問題市民講座を開催します(後日YouTube配信もあり)。どちらも事前にホームページからの申し込みが必要。詳しくは[問](#)を。

第1部

「本市の児童虐待の現状と取り組みについて」

子ども家庭局 子育て支援課 江副久美子 主幹

「ネグレクト環境のこどもたちへ～支援をどう届けるか」

市立八幡病院 統括部長・小児総合医療センター長 神蘭淳司さん

第2部

「いま、子どもとの関係づくりを考える～体罰によらない子育てを広げるために」

特定非営利活動法人ぎづく 代表理事 森郁子さん

[問](#) 北九州市社会福祉研修所 ☎873・7655



▲申し込みはコチラから! 北九州市社会福祉研修所 ホームページ

ヤングケアラーの支援に取り組んでいます

ヤングケアラーとは、家族に介護や世話を必要とする人がいる場合に、日常的に家事や身のまわりの世話などを行っている子どものことです。年齢や成長の度合いに見合わない責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響を及ぼすことがあります。また、本人や家族に自覚がないことも多く、周りにも気づかれにくいという課題があります。市は、関係機関と連携し、介護ヘルパーの利用につなぐなど状況に合わせた支援に取り組んでいます。相談は右記窓口まで。



子育てについて少しでも困ったことがあれば、一人で抱え込まず、まずはご相談ください。児童虐待やヤングケアラーについての相談も受け付けています。

区役所保健福祉課子ども・家庭相談コーナー

[受付時間] 8時30分～17時(土・日曜日、祝・休日、年末年始は除く)

門司区 ☎332・0115 小倉北区 ☎563・0115 小倉南区 ☎951・0115 若松区 ☎771・0115

八幡東区 ☎661・0115 八幡西区 ☎642・0115 戸畑区 ☎881・0115

子ども総合センター(児童相談所) ☎881・4556

[受付時間] 8時30分～17時15分(土・日曜日、祝・休日、年末年始は除く)

24時間子ども相談ホットライン ☎881・4152

虐待を見かけたら!

児童相談所虐待対応ダイヤル
(通話料無料・年中無休24時間対応)

いち はや く
189

この特集に関するお問い合わせ 子ども家庭局子育て支援課 ☎582・2410